

高知会館の宿泊料を補助します



2500円

宿泊施設利用補助

- 1泊につき**2,500円**を補助します。
- 組合員及び被扶養者の方が利用できます。
- 組合員と被扶養者の利用回数を合わせて、年度内に12回まで利用できます。

利用方法

高知会館のフロントで宿泊補助を受ける方全員の**組合員証・被扶養者証**を提示してください。**その場で「補助券」を発券します。**

(注) 組合員証・被扶養者証を所持していない場合は利用できません。

このほか、高知会館の食事（レストラン・宴会・テイクアウト商品購入）に使える利用券もあります。詳しくは、公立学校共済組合高知支部のホームページ内で「利用券」で **検索**



高知市本町5-6-42
電話：088-823-7123

【「補助事業」についてのお問い合わせ】 共済組合福利班 ☎ 088-821-4755

講師派遣事業のご案内

組合員及びその被扶養者の健康づくりに必要な知識の提供を図るため、健康づくりに関する講習会等に**公立学校共済組合直営病院**の職員を講師として派遣する「講師派遣事業」を行っています。

利用方法

公立学校共済組合高知支部ホームページから指定の様式「講師派遣事業利用申込書」（様式7-5）をダウンロードし、利用希望日の4か月前までに高知支部へ提出してください。（4か月に満たない場合でも日程調整が可能な場合がありますのでご相談ください。）

対象者

利用申込ができる者や団体は、①公立学校共済組合高知支部の組合員、②所属所、③組合員で構成される団体となります。**ただし、講習会の参加者の過半数が組合員又は被扶養者である場合に限り**ます。

講演内容

直営病院ごとの講演テーマは公立学校共済組合高知支部ホームページでご確認ください。

高知支部トップページ>厚生サービスを利用する>
その他事業>講師派遣事業



【「講師派遣事業」についてのお問い合わせ】 共済組合福利班 ☎ 088-821-4755



これから利用できる保健事業のご案内



～ 芸術鑑賞 ～



組合員とその被扶養者の保健事業(教養・文化)として指定の公演等の入場料の一部を補助しています。「芸術鑑賞利用補助券」を入場券等取扱所に提出することで入場料が割引されます。今月号では、7月から11月に実施される公演等をご案内します。



公 演 名	期 間	補 助 額	入場券等取扱所
第77回高知県美術展覧会 (県展)	2023.10.7(土)～2023.10.22(日)	一 般 500円 大学生 250円 高校生 150円	高新プレイガイド ほか
伊藤キム「ダミーズ」 ～全国あちこち キム増殖プロジェクト～	2023.9.15(金)	一 般 500円 高校生以下 300円	県立美術館 ミュージアムショップ ほか
人形劇団むすび座 「チト みどりのゆびをもつ少年」	2023.9.22(金)		
佐藤隆太一人芝居 「エブリ・プリリアント・シング」	2023.10.7(土)～2023.10.8(日)	一 般 500円	
野町和嘉展〈自主企画展〉	2023.7.8(土)～2023.9.24(日)	一 般 500円 大学生 400円	美術館総合案内
開館30周年記念展 そして船は行く〈館蔵品展〉	2023.11.3(金・祝)～2023.12.3(日)	一 般 300円 大学生 200円	
アリスの世界展 ～不思議な冒険の招待状～	2023.7.8(土)～2023.9.18(月・祝)	250円	県立文学館
めざめる探偵たち ～文豪ストレイドッグス× 高知県立文学館～	2023.10.7(土)～2024.1.8(月・祝)		
企画展 「おもちゃの動物園」	2023.7.14(金)～2023.9.3(日)	250円	県立歴史民俗資料館
令和5年度 「地域住民のためのコンサート」 ザ・チェンバープラス ～N響金管奏者たち～	2023.8.20(日)	500円	土佐清水市立 市民文化会館 ほか
令和5年度 優秀映画推進鑑賞事業 夏休み なつかしアニメまつり	2023.8.26(土)～2023.8.27(日)		
古典芸能 落楽パック	2023.10.9(月・祝)		

※ 公演等につきましては、変更(中止・延期)となることがあります。

【これから利用できる保健事業についてのお問い合わせ】 共済組合福利班 ☎ 088-821-4755

組合員証番号に関する注意事項



- ◆ 共済組合に関する諸手続きの際に、**組合員証番号**を記入する場合はお手元の組合員証に記載の6桁の番号を記入してください。
- ◆ 職員番号と組合員証番号が異なる場合がありますので、ご注意ください。

公立学校共済組合 本人	令和〇年〇月〇日交付
組合員証 記号 公立高知 番号	123456 (枝番) 00
氏名	キョウサイ タロウ 共済 太郎
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日 性別 男
資格取得年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日

組合員証番号



被扶養者の資格確認を行います！



今年度も被扶養者の認定状況の確認（検認※）を実施します。
これは、被扶養者が認定の要件を備えているかについて確認をするためのものです。詳細につきましては各所属所を経由して対象者に提出書類などの通知を行います。

認定要件を備えていないにも関わらず、取消しの申告が遅れると、被扶養者としての要件を欠く事由が発生した日まで遡って認定を取消し、この間に共済組合が医療機関に支払った医療費等の給付金返還が生じる可能性がありますのでご注意ください。

※「検認」は、地方公務員等共済組合法施行規程第97条第1項の規定に基づいて年1回実施することが定められており、認定後も被扶養者の要件を欠いていないか確認をすることとなります。

被扶養者の認定要件を欠くこととなる主な事例

- ① **就職（健康保険の適用あり）**した場合（収入が認定基準額未満でも取消となります。）
- ② **年額130万円以上**（60歳以上の者または障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者は**年額180万円以上**）の収入を得ることとなった場合（年額は連続する12ヶ月間で判断します。）
- ③ アルバイト・パート等の収入（交通費・賞与等の手当を含む）が、**3ヶ月以上連続して月額108,334円以上（60歳以上の者または障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者は月額150,000円以上）**となった場合
※当初から認定基準額（月額108,334円または150,000円未満）を超えることが見込まれている場合は、その月の初日又は就職日から取消となります。
- ④ 不動産、営業、事業、農業収入等の収入を確定申告した際に**年額130万円以上**（60歳以上の者または障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者は**年額180万円以上**）の収入となった場合。
（不動産、営業、事業、農業等）収入 - 必要経費（※） ≥ 130万円（180万円）
（※）必要経費は税法上のものと異なるため、次からご確認ください。
公立学校共済組合高知支部HP ⇒ 福祉事務の手引 ⇒ 1 組合員資格
- ⑤ 日額3,612円以上（60歳以上の者または障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者は日額5,000円以上）の**雇用保険の給付を受給し始めた**場合
- ⑥ 別居している被扶養者への送金額が不足していた場合

【組合員証・資格確認についてのお問い合わせ】 共済組合共済班 ☎ 088-821-4813

柔道整復師の施術内容に関する照会にご協力ください

公立学校共済組合では「柔道整復施術療養費支給申請書」の内容点検を行い、療養費の適切な支給に努めています。

柔道整復師（整骨院・接骨院）で施術を受けられた組合員、又は被扶養者に対して施術内容等を尋ねる照会文書を送付することがあります。内容点検業務を委託している会社（株式会社メディブレーション）から、照会文書が届いた場合は、覚えている範囲で差し支えありませんので、回答にご協力をお願いします。



- ◆ 施術を受けられた方全員に照会するものではありません。
- ◆ 照会文書は施術を受けられてから概ね2か月経過してから送付します。
- ◆ 施術内容の照会により知り得た個人情報は、施術内容の点検及び共済組合の事務処理以外には使用しません。
- ◆ 施術を受けられた際には、負傷部位、施術内容、施術日の記録や領収書を保管するなど、ご自身で回答できるようご協力をお願いします。

柔道整復師から施術を受ける場合

○ 組合員証を使用できます

- 骨折、脱臼、打撲、捻挫等（肉ばなれを含む）で医師や柔道整復師からの診断がある
※骨折と脱臼は、応急手当の場合を除き、予め医師の同意が必要です。
- 骨、筋肉、関節のけがや痛みで負傷原因がはっきりしているもの
(例) 荷物を持ち上げる際に腰に痛みが出た。
転倒して膝を打った。

× 組合員証を使用できません

- ・ 慢性的な疲労、肩こり、腰痛等
- ・ スポーツによる筋肉疲労、筋肉痛
- ・ 症状の改善がみられない長期の施術
- ・ 同一の傷病について、保険医療機関で治療を受けながら同時に整骨院・接骨院で施術を受けている
- ・ 同一の傷病について、数ヶ所の整骨院・接骨院で同時に施術を受けている
- ・ 脳疾患後遺症等の慢性病

治療用装具を購入したときの給付について

組合員又は被扶養者が、医師の指示に基づきコルセットやサポーター等の治療用装具を購入した場合、その購入代金から自己負担額（2～3割）を差し引いた金額が共済組合から支給されます。該当する場合は、以下の提出書類を**所属所を經由して**共済組合へ提出してください。

【提出書類】

- ・ 療養費等請求書（様式第3-4号）
- ・ 医師の証明書
- ・ 領収書
- ・ 装具名が「靴型装具」の場合のみ、装具の写真
(装具名は医師の証明書に記載されています。)

【給付時期】 提出書類を当支部が受理した日の翌月末日

様式は [公立学校共済組合高知支部HPトップページ](#)

から印刷できます。

請求期限は医師の証明書の日付から2年以内です！



[各種様式ダウンロードコーナー「3. 短期給付」](#)

知っておきたい標準報酬制

毎年1回実施する「**定時決定**」と昇給・昇格などによって報酬の額が大きく変動したとき行われる「**随時改定**」について説明します。

定時決定

組合員が実際に受ける報酬と、既に決定されている標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、毎年、標準報酬月額を決定します。この決定を「**定時決定**」といいます。

● 定時決定の対象となる方

毎年7月1日において、組合員である方（休業・休職中の方を含みます。）

ただし、次の方は、その年の定時決定を行いません。

- ・ 6月1日から7月1日までの間に組合員の資格を取得した方
- ・ 7月から9月までの間に随時改定、育児休業等終了時改定、産前産後休業終了時改定を行う方

● 算定方法

4月、5月、6月の3か月間の報酬（※1）の平均により、標準報酬月額を決定します。

ただし、この3か月間に支払基礎日数（※2）が17日（**短時間就労者（常勤の3/4以上）15日・短時間労働者（常勤の3/4未満）11日**）未満の月があるときは、その月を除いて算定します。

定時決定の例

4月の報酬	330,000円	+ + +	÷ 3 =	報酬月額 345,000円 (円位未満の端数切捨て)	【標準報酬等級表】に あてはめます	標準報酬月額 第24級（※3） 340,000円
5月の報酬	360,000円					
6月の報酬	345,000円					

※1 算定の対象となる「報酬」は、給料や諸手当など、地方公共団体等から労働の対償として受けるすべてのものになります。

※2 支払基礎日数とは、報酬計算の対象となる日数です。その月の暦日数から週休日（勤務時間を割り振らない日をいいます。一般的には土曜日と日曜日が該当します。）や、欠勤等（育児休業や病気休職など）の日数を除いた日数になります。なお、祝日や年末年始の日は、支払基礎日数に含めます。

※3 等級は短期給付の等級を例示しています。（以下の例も同じです。）

● 定時決定の適用時期

原則として、その年の9月から翌年8月まで適用されます。

ただし、10月以降に随時改定等の改定がある場合を除きます。

種類	決定の時期	適用期間
定時決定	9月	9月から翌年の8月まで

● 定時決定の保険者算定

業務の性質上、4月から6月までが繁忙期（又は閑散期）にあたり、通常の決定方法では著しく不当となるときは、申立により（注）、前年7月から当年6月までの報酬の月平均額報酬額（以下「年間報酬の平均」といいます。）により標準報酬を決定することができます。この決定を行うためには、次の要件をすべて満たしていることが必要です。

- 4月から6月までの報酬を基に算定した標準報酬と、年間報酬の平均によって算定した標準報酬との間に、2等級以上の差があること。
- 2等級以上の差が、業務の性質上、例年発生することが見込まれること。
- 年間報酬の平均で標準報酬を算定することについて、組合員が所属する所属所長の申立及び組合員本人の同意（注）があること。

注：所属所長の「**申立書**」及び組合員の「**同意書**」を共済組合に提出することにより行います。

様式は [公立学校共済組合高知支部HPトップページ](#) からダウンロードすることができます。



随時改定

昇給・昇格や異動などにより、報酬の額が著しく高低を生じた場合は、実際に受けている報酬と決定されている標準報酬月額との差が大きくなります。この差を解消するために標準報酬月額を改定します。この改定を「随時改定」といいます。

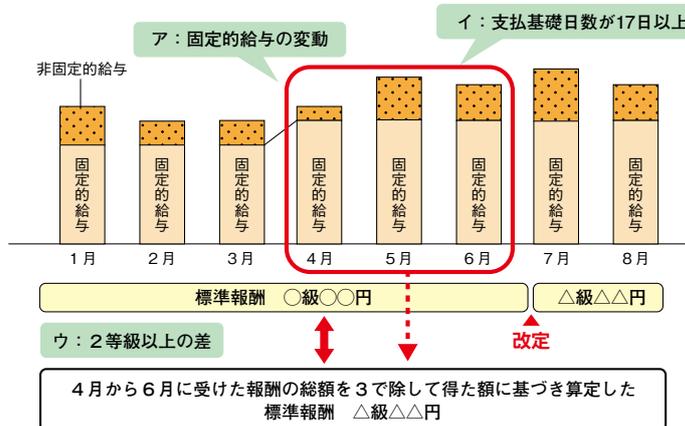
● 随時改定を行う条件

随時改定は、次のアからウまでの要件をすべて満たしたときに実施します。

要件1	昇給・降給等により「前月に対し当月の固定的給与（※1）に変動」があること 又は「給与体系の変更」があること
要件2	変動月（※2）から継続した3か月間の各月の支払基礎日数が17日以上であること
要件3	「変動月から継続した3か月間の報酬の総額を3で除して得た額を報酬月額として算定した標準報酬の等級」と「既に決定又は改定されている標準報酬の等級」に2等級以上の差があること（※3）

- ※1 勤務実績に関係なく、毎月一定額が支払われるもの（基本給（給料表の給料月額）、給料の調整額、教職調整額、扶養手当、住居手当、通勤手当など）
- ※2 実際に変動後の固定的給与が支払われた月をいいます。（例：10月25日に子供が生まれ、扶養手当が11月から支給される場合は、11月が変動月となります。）
- ※3 休職等による一時的な固定的給与の変動は随時改定の対象とはなりません。月の途中で変動があった場合は、翌月が変動月となります。

随時改定のイメージ（4月から固定的給与が変動した場合）



● 随時改定の改定期期と適用時期

随時改定により改定した標準報酬は、毎年行われる定時決定が適用となる直前（8月）まで適用されます。ただし、随時改定が7月から9月までのいずれかの月から行われた場合は、その年の定時決定は行われず、随時改定により決定した標準報酬が翌年8月まで適用されます。

種類	決定・改定の時期	適用期間	
随時改定	固定的給与に変動があった月から4か月目	1月～6月	その年の8月まで
		7月～12月	翌年の8月まで

● 随時改定の保険者算定

業務の性質上、季節的に報酬が変動する場合で通常の随時改定の方法では著しく不当となるときは、申立により（注）、『昇給（降給）月以後の継続した3か月間に受けた固定的給与の月平均額に、昇給（降給）月前の継続した9か月と昇給（降給）以後の継続した3か月間に受けた非固定的給与の平均額を加えた額（以下「年間報酬の平均」といいます。）』を基に算定した標準報酬月額に（随時）改定することができます。（注：所属所長の「申立書」及び組合員の「同意書」を共済組合に提出することにより行います。）

ただし、当該保険者算定は定期昇給や昇格による固定的給与の変動と、業務の性質上、例年、時間外手当が増える時期が重なったことに伴う随時改定に適用されるよう取扱いが変更されたものとなりますので、単に固定的給与（扶養手当、住居手当、通勤手当等）が変更になったことや、単年度で実施される給与改定に伴い随時改定となった場合は対象外となります。

様式は [公立学校共済組合高知支部HP トップページ](#) からダウンロードすることができます。 [各種様式ダウンロードコーナー（様式第1-10号及び1-11号）](#)

【標準報酬制についてのお問い合わせ】 共済組合福利班 ☎ 088-821-4755

